

Ⅲ 私たちがめざす環境学習

Ⅲ-1 環境学習の背景とねらい



1975（昭和50）年に「国連教育科学文化機関」（UNESCO）により「国際環境教育会議」が開催され、個人及び社会集団の側面から環境教育の目的を明確化した「ベオグラード憲章」が採択されました。これをもとに、1977（昭和52）年に国連主催の「環境教育政府間会議」で「トビリシ勧告」が出され、現在の環境教育の基本的な考えとなっています。

その後、諸々の国際会議等の中で、持続可能な社会の構築と環境教育が不可分であることも示されており、環境教育は、あらゆる場において、また、対象となる人の発達の段階又は生活の在り方に応じ、行動に結び付くような人材を育てるという視点で行われることが求められるようになりました。

2002（平成14）年「持続可能な開発に関する世界首脳会議」（WSSD：ヨハネスブルグ・サミット）で、我が国は2005（平成17）年から始まる10年を「持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」とすることを提案しました。これを受けて、2002年の第57回国連総会で「国連持続可能な開発のための教育の10年」が採択され、国際的な環境教育の取組は、この枠組に沿って展開されることになりました。

一方、このような国際的な動きも踏まえ我が国では、2004（平成16）年9月に「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。この中で、環境教育の目指す人間像として「環境教育を通じて、人間と環境の関わりについての正しい認識に立ち、自らの責任ある行動をもって、持続可能な社会づくりに主体的に参画できる人材を育成することを目指す」としています。

また、2006（平成18）年12月の教育基本法改正を受けて、2007（平成19）年6月に改正された学校教育法では、義務教育の目標として、「学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと」が新たに規定されました。

環境教育・環境学習のねらいについてはいろいろと提唱されていますが、上記のような背景をもとに、学校教育における環境教育の目的は、次のように示されています。

環境や環境問題に関心・知識をもち、人間活動と環境とのかかわりについての総合的な理解と認識の上にたって、環境の保全に配慮した望ましい働きかけのできる技能や思考力、判断力を身に付け、持続可能な社会の構築を目指してよりよい環境の創造活動に主体的に参加し、環境への責任ある行動をとることができる態度を育成すること

「環境学習指導資料〔小学校編〕国立教育研究所教育課程研究センター（平成19年3月）」から